

住宅改修の利用のしかた <受領委任払>

介護保険で、家庭での転倒防止や移動の補助を目的とした住宅改修の補助が受けられますが、改修前に市役所長寿課に申請をする必要があります。申請をして認められると、住宅改修の補助が受けられます。

支給対象となる改修費の上限は20万円で、自己負担額は改修費の1割（2割又は3割）です。住宅改修完了後、改修費の9割（8割又は7割）を市が業者に支給します（）。なお、20万円分を複数回に分けて利用することもできます。

介護保険でできる住宅改修の例

手すりの取付け

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの取付け

段差の解消

- スロープの設置
- 敷居の撤去
- 浴室の床のかさ上げ

床又は通路面の材料の変更

- 滑りにくい床材・舗装材への変更
- 畳敷からフローリングへの変更

扉の取替え

- 開き戸から引き戸などへの扉の取替え
- 扉の撤去

ドアノブの変更

- 和式便器から洋式便器への取替え
- 便器の位置や向きの変更

その他付帯工事

- 手すりの取付けのための壁の下地補強など

（）改修例（自己負担が1割の人の場合）

20万円の住宅改修を行った場合

自己負担額 2万円 保険給付額 18万円

25万円の住宅改修を行った場合

自己負担額 7万円 保険給付額 18万円

10万円の住宅改修を行った場合

自己負担額 1万円 保険給付額 9万円

（次回の改修以降、支給対象となる改修費の上限は10万円となります。）

なお、自己負担額に1円未満の端数がある場合、切り上げとなります。

Q 最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、要介護状態が著しく重くなった場合は？

A 右表「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合は、例外的に、改めて20万円までの補助が受けられます。ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要介護者について一回が限度です。

「介護の必要な程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2または要介護1
第一段階	要支援1または経過的要介護

利用の手順

1 ケアマネジャーなどに相談します。

* ケアマネジャーがない場合は、下記へ相談してください。

長久手・東・北小学校区にお住まいの方は

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター（電話：64-1155）

西・南・市が洞小学校区にお住まいの方は

愛知たいようの杜地域包括支援センター（電話：64-5174）

2 施工業者を決めます。業者は市の「介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録」を受けている必要があります。

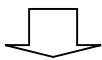
(業者によって料金に違いがあることもあるので、複数の業者から見積りをとることをお勧めします。)



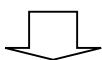
3 市役所長寿課（介護保険係）に申請をして、事前審査を受けます。

<必要な書類>住宅改修費受領委任払承認申請書、住宅改修が必要な理由書、見積書、平面図、住宅改修前の写真（日付け入り）

（住宅改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合）承諾書



4 市から「住宅改修費受領委任払承認（不承認）決定通知書」が届きます。



「承認」の場合は改修を実施し、改修費の1割（2割又は3割）を業者に支払います。

「不承認」の場合は、介護保険で住宅改修の補助を受けることができません。全額自己負担となります。

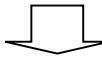
（以下、「承認」の場合の手順です。）



5 市役所長寿課（介護保険係）に必要書類を提出します。

<必要な書類>住宅改修費支給申請書（受領委任払用）領収証（自己負担分）

内訳書、住宅改修完了後の写真（日付け入り）



6 市から「住宅改修費支給（不支給）決定通知書（受領委任）」が届きます。

「支給」の場合は後日、改修費の9割（8割又は7割）を市が業者に支給します。

「不支給」の場合は、介護保険で住宅改修の補助を受けることができません。全額自己負担となります。

問合せ先

長久手市長寿課 介護保険係

電話(0561)56-0613（直通） FAX(0561)63-2940